

米海兵隊員による銃器所持立てこもり事件に対する抗議決議

平成26年10月30日午前、報道によれば、キャンプ桑江の居住地区でライフル銃を所持した米海兵隊員が自宅に立てこもる事件があり、基地内の住民や基地内で働く日本人従業員が一時避難する事態となった。一方、北谷町に沖縄防衛局から一報が入ったのは午後1時頃と事件の収束後となり、海兵隊報道部に至っては、一夜明けた31日も事件の詳細は調査中という事で明らかにしていない。

今回の事件は、私たちが住む地域に隣接する中で、ライフル銃を所持する事件が発生し、近隣住民に不安や恐怖を与えたばかりでなく、万が一、発砲されたならば、命や財産にかかわる大問題である。しかしながら、事件の起きている最中には基地外には何も知らされず、近隣住民が命の危険にさらされていた事は米軍の人命軽視、隠ぺい体質以外の何物でもない。加えて、住宅地域へ銃器が持ち込まれた事は、武器管理の不徹底が問われる重大問題である。

本町は、事件・事故発生の都度、原因の究明、綱紀粛正、再発防止、即時公表等を強く求めてきたが、米軍が努力を尽くしているとは言い難く、到底容認出来るものではない。繰り返されるこのような現状に激しい憤りを禁じえない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 米軍人・軍属の綱紀粛正と事件の徹底究明、その結果、及び再発防止策を速やかに公表し、実行すること。
- 2 米軍人・軍属の銃器類の所持・管理体制の詳細を明らかにし、管理を徹底すること。
- 3 容疑者を厳重に処罰し、詳細を公表すること。
- 4 日米合同委員会における合意事項は速やかに履行すること。

以上、決議する。

平成26年11月5日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事
在日米軍沖縄地域調整官

米海兵隊員による銃器所持立てこもり事件に対する意見書

平成26年10月30日午前、報道によれば、キャンプ桑江の居住地区でライフル銃を所持した米海兵隊員が自宅に立てこもる事件があり、基地内の住民や基地内で働く日本人従業員が一時避難する事態となった。一方、北谷町に沖縄防衛局から一報が入ったのは午後1時頃と事件の収束後となり、海兵隊報道部に至っては、一夜明けた31日も事件の詳細は調査中という事で明らかにしていない。

今回の事件は、私たちが住む地域に隣接する中で、ライフル銃を所持する事件が発生し、近隣住民に不安や恐怖を与えたばかりでなく、万が一、発砲されたならば、命や財産にかかわる大問題である。しかしながら、事件の起きている最中には基地外には何も知らされず、近隣住民が命の危険にさらされていた事は米軍の人命軽視、隠ぺい体質以外の何物でもない。加えて、住宅地域へ銃器が持ち込まれた事は、武器管理の不徹底が問われる重大問題である。

本町は、事件・事故発生の都度、原因の究明、綱紀粛正、再発防止、即時公表等を強く求めてきたが、米軍が努力を尽くしているとは言い難く、到底容認出来るものではない。繰り返されるこのような現状に激しい憤りを禁じえない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 米軍人・軍属の綱紀粛正と事件の徹底究明、その結果、及び再発防止策を速やかに公表し、実行させること。
- 2 米軍人・軍属の銃器類の所持・管理体制の詳細を明らかにし、管理を徹底させること。
- 3 容疑者を厳重に処罰し、詳細を公表させること。
- 4 日米合同委員会における合意事項は速やかに履行させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年11月5日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣

外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事